

福祉新聞 2010 年 1 月 11 日（月）

**< 厚労省通知 介護保険の生活援助支給判断 >**

**同居家族関係なく**

同居家族がいると介護保険の訪問介護サービスに位置付けられている生活援助（掃除、洗濯など）を利用できないケースが生じている問題について、厚生労働省は 12 月 25 日、同居家族の有無のみによって判断しないよう都道府県に通知した。

この問題を巡り厚労省は、2007 年 12 月、2008 年 8 月にも同様の趣旨の事務連絡をしたが、今回は老健局振興課長名の通知に格上げした。依然、同居家族がいることだけを理由に支給しない市町村があることから、都道府県に対して周知徹底を呼びかけた。